

## 〔決算様式1〕

事 業 報 告 書  
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名 称 社会医療法人 大 真 会

①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 愛知県名古屋市北区大曽根二丁目 9 番 34 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 53 年 1 月 20 日

(4) 設立登記年月日 昭和 53 年 1 月 23 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	真砂 敦夫	大隈病院院長
理 事	伊藤 麻子	
同	杉山 隆英	
同	日高 義雄	
同	前田 恵子	
同	松山 太士	
監 事	夏目 久樹	
同	久保 元気	
評 議 員		
同		
同		
同		

- 注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。  
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)  
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	大限病院	愛知県名古屋市北区大曾根二丁目9番34号	一般病床 120床 療養病床 37床 [医療保険 37床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所			一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人保健施設			入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。  
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	愛知県名古屋市北区大曾根二丁目9番34号 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業所	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

## (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
不動産業	愛知県名古屋市北区大曾根二丁目 9 番 34 号 不動産事業所	

## (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 6 月 28 日	第 45 期事業報告および決算報告承認
令和 4 年 12 月 20 日	定款一部変更
令和 5 年 2 月 21 日	定款一部変更
平成 5 年 3 月 28 日	第 47 期事業計画および事業予算承認

※理事長の互選については「理事会」の決定事項

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

※医療機関債を発行する場合は、「「医療機関債」発行等のガイドラインについて」（平成 16 年 10 月 25 日付厚生労働省医政局長通知）に留意し、発行前に勧誘を行う 1 か月前までに必要書類を愛知県へ届けること。

## (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

## (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

## (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

## (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

## (9) その他の

## ①医療機器の取得

ガソナマイパーフェクション Economy 及びコバルト 60 (ガソナマイ線源) 341,281,000 円

## ②器具及び備品の取得

電子カルテシステム更新 198,216,000 円

## ③修繕及び工事

1 階リハビリーム改修工事 11,363,638 円

## ④その他

隣地不動産(大曾根二丁目 922 番)取得 25,441,442 円

## 様式第一号

法人名 社会医療法人 大真会  
 所在地 愛知県名古屋市北区大曾根二丁目9番34号

※医療法人整理番号 177

貸 借 対 照 表  
 (令和 5年 3月 31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,205,611	I 流動負債	555,948
現金及び預金	544,614	買掛金	69,797
事業未収金	625,121	短期借入金	30,000
たな卸資産	34,574	1年内返済予定の長期借入金	105,031
前払費用	5,231	未払金	235,004
その他の流動資産	1,002	未払費用	29,698
貸倒引当金	△ 4,932	未払法人税等	9,060
		預り金	26,060
II 固定資産	2,425,675	仮受金	3,396
1 有形固定資産	2,352,917	貸与引当金	47,900
建物	1,474,909		
構築物	4,339		
医療用器械備品	338,653	II 固定負債	1,458,108
その他の器械備品	206,299	長期借入金	1,409,833
土地	327,790	預り保証金	3,610
建設仮勘定	926	退職給付引当金	44,665
2 無形固定資産	10,024		
ソフトウェア	9,526	負債合計	2,014,057
その他の無形固定資産	497		
3 その他の資産	62,733	純資産の部	
看護学生修学貸付金	3,000	科 目	金 額
破産更生債権等	4,038	I 積立金	1,617,229
その他の固定資産	61,533	設立等積立金	1,437,460
貸倒引当金	△ 5,838	繰越利益積立金	179,769
資産合計	3,631,287	純資産合計	1,617,229
		負債・純資産合計	3,631,287

## 様式第二号

法人名 社会医療法人 大真会  
 所在地 愛知県名古屋市北区大曾根二丁目9番34号

※医療法人整理番号 177

損 益 計 算 書  
 (自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	3,098,396
2 事業費用	
(1)事業費	2,993,295
本来業務事業利益	105,100
B 収益業務事業損益	
1 事業収益	34,329
2 事業費用	
収益業務事業利益	3,969
事業利益	30,360
II 事業外収益	
受取利息	135,461
その他の事業外収益	
III 事業外費用	
支払利息	6,370
経常利益	6,370
IV 特別利益	
V 特別損失	
固定資産売却損	472
固定資産除却損	9,999
税引前当期純利益	10,471
法人税・住民税及び事業税	
当期純利益	118,636
	9,060
	9,060
	109,576

## 様式第三号

法人名 社会医療法人 大真会  
 所在地 愛知県名古屋市北区大曾根二丁目9番34号

※医療法人整理番号 177

財産目録  
 (令和 5年 3月 31日現在)

1. 資産額	3,631,287 千円
2. 負債額	2,014,057 千円
3. 純資産額	1,617,229 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	1,205,611
B 固定資産	2,425,675
C 資産合計 (A+B)	3,631,287
D 負債合計	2,014,057
E 純資産 (C-D)	1,617,229

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建物	( <input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式6

## 監事監査報告書

社会医療法人大真会  
理事長 真砂 敦夫 殿

私たちは、社会医療法人大真会の2022会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

2023年6月9日

社会医療法人大真会

監事 夏目 久樹

監事 久保 元気

## 様式第四号

法人名 社会医療法人 大真会  
 所在地 愛知県名古屋市北区大曾根二丁目9番34号

※医療法人整理番号

(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位:千円)

	積立金	純資産合計		
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	純資産合計
令和 4年 3月31日 積高	1,437,460	70,192	1,507,653	1,507,653
会計年度中の変動額				
当期純利益	-	109,576	109,576	109,576
会計年度中の変動額合計	-	109,576	109,576	109,576
令和 5年 3月31日 積高	1,437,460	179,769	1,617,229	1,617,229

177

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①たな卸資産

最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～41年
構築物	10年～20年
医療用器械備品	2年～15年
その他の器械備品	3年～15年

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人利用のソフトウェアについては、法人における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。

#### ②貸倒引当金（看護学生修学貸付金）

看護師の養成、確保に資するための修学資金の返還免除による損失に備えるため、免除見込額を計上しております。

#### ③賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### ④退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

数理計算上の差異については、発生年度に全額を費用処理しております。

### (4) 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

①ファイナンス・リース取引の会計処理方法

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については貸借対照表によっております。

②補助金等の会計処理

固定資産の取得にかかる補助金等については、直接減額方式（固定資産の取得時に取得原価から直接減額する方法）を採用しております。なお、損益計算書においては当該補助金等を特別利益に計上するとともに、固定資産取得原価から直接減額した額を特別損失に計上しております。

(6) 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

①資産及び負債のうち、収益業務に係るもの

建物	5,315千円
土地	20,087千円
繰延資産	481千円
資産合計	25,885千円
預り保証金	3,610千円
負債合計	3,610千円

②収益業務からの繰入金の状況

	前期末残高 (千円)	当期繰入額 (千円)	当期元入額 (千円)	当期末残高 (千円)
繰入純額	—	37,939	△29,854	8,084

(7) 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	1,452,522千円
土地	240,929千円
計	1,693,451千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	30,000千円
1年内返済予定の長期借入金	105,031千円
長期借入金	1,109,833千円
計	1,244,864千円

(8) その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

①リース取引の会計処理

貸借対照表をしたファイナンス・リース取引

科目	リース料総額(千円)	未経過リース料(千円)
医療用器械備品	231,658	110,223
その他の器械備品	3,197	2,842
計	234,856	113,066

## ②有形固定資産の減価償却累計額

3,056,078千円

## ③補助金等の内訳等

## 補助金等の内訳

内訳		交付者	金額(千円)	計上区分
運営費	新型コロナウイルス 感染症対策事業補助金	厚生労働省	5,164	本来業務
		愛知県	112,323	本来業務
		名古屋市	1,681	本来業務
	新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金	愛知県	7,451	本来業務
		愛知県	6,261	本来業務
	その他	愛知県	3,513	本来業務
		名古屋市	3,023	本来業務
		名古屋市立大学	348	本来業務
計			139,766	

## 様式第五号

法人名 社会医療法人 大真会  
 所在地 愛知県名古屋市北区大曾根二丁目9番34号

※医療法人整理番号 177

## 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)	
有形固定資産	建物	3,716,873	17,117	—	3,733,990	2,259,080	103,818	1,474,909
	構築物	58,776	—	—	58,776	54,437	1,015	4,339
	医療用器械備品	949,269	369,404	501,198	817,475	478,822	58,461	338,653
	その他の器械備品	266,958	203,079	—	470,037	263,738	22,254	206,299
	土地	307,702	20,087	—	327,790	—	—	327,790
	建設仮勘定	60,435	7,176	66,685	926	—	—	926
計		5,360,015	616,864	567,883	5,408,996	3,056,078	185,548	2,352,917
無形固定資産	ソフトウェア	32,431	3,800	—	36,231	26,705	2,765	9,526
	その他の無形固定資産	497	—	—	497	—	—	497
	計	32,929	3,800	—	36,729	26,705	2,765	10,024
その他の資産	会員権	2,200	—	2,200	—	—	—	—
	看護学生修学貸付金	1,200	1,800	—	3,000	—	—	3,000
	破産更生債権等	2,990	2,746	1,698	4,038	—	—	4,038
	その他の固定資産	7,020	62,043	7,530	61,533	—	—	61,533
	計	13,411	66,590	11,429	68,572	—	—	68,572

(注) ・当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

医療用器械備品	ガンマナイフパーカエクションEconomy	274,705千円
	Co-60 LEKSELL GAMMA UNIT SOURCE	66,576千円
その他の器械備品	病院情報システム一式	162,250千円
その他の固定資産	線延消費税	58,043千円

・当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

医療用器械備品	レクセルガンマナイフ	445,000千円
	レクセルガンマナイフ線源	41,028千円
建設仮勘定	ガンマナイフパーカエクションEconomy	60,435千円

## 様式第六号

法人名 社会医療法人 大真会  
 所在地 愛知県名古屋市北区大曾根二丁目9番34号

※医療法人整理番号 179

## 引 当 金 明 細 表

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,746	3,932	2,746	—	4,932
貸倒引当金 (破産更生債権等)	2,990	3,813	965	—	5,838
賞与引当金	48,700	47,900	48,700	—	47,900
退職給付引当金	61,008	15,463	18,630	13,176	44,665

(注) 1. 退職給付引当金の「当期減少額(その他)」は、年金資産の拠出によるものであります。

## 様式第七号

法人名 社会医療法人 大真会  
 所在地 愛知県名古屋市北区大曾根二丁目9番34号

※医療法人整理番号 177

## 借 入 金 等 明 細 表

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,000	30,000	0.27	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	110,448	105,031	0.47	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のもの を除く)	1,514,864	1,409,833	0.39	2026年～ 2035年
合 計	1,655,312	1,544,864	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は  
以下のとおりであります。

(単位:千円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	115,865	130,434	761,632	64,740

様式第八号

法人名 社会医療法人 大真会  
所在地 愛知県名古屋市北区大曾根二丁目9番34号

※医療法人整理番号 177

有 値 証 券 明 細 表

【債券】

銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
—	—	—
計	—	—

【その他】

種類及び銘柄	口数等	貸借対照表価額 (千円)
—	—	—
計	—	—

## 様式第九の一号

法人名 社会医療法人 大眞会  
 所在地 愛知県名古屋市北区大曾根二丁目9番34号

※医療法人整理番号 197

## 事業費用明細表

(単位:千円)

区分	本来業務事業費用			附帯業務事業費用	収益業務事業費用	合計
	事業費	本部費	計			
材料費	434,064	—	434,064	—	—	434,064
給与費	1,615,907	—	1,615,907	—	—	1,615,907
委託費	284,973	—	284,973	—	—	284,973
経費	301,034	—	301,034	—	113	301,148
売上原価	—	—	—	—	—	—
その他の事業費用						
設備関係費	354,093	—	354,093	—	3,855	357,949
研究研修費	3,221	—	3,221	—	—	3,221
計	2,993,295	—	2,993,295	—	3,969	2,997,264

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

社会医療法人大真会  
監事 夏目 久樹 殿  
監事 久保 元気 殿

あすの監査法人

愛知県名古屋市

指定社員

公認会計士

業務執行社員

指定社員

公認会計士

業務執行社員

山岡 輝之  
内藤 美保

### 監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人大真会の2022年4月1日から2023年3月31日までの2022会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上